

第16回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

○ 開 催 日 平成17年 1 月 24 日

○ 開催場所 合川町農村環境改善センター

○ 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 協 議

・協議第58号 鷹巣阿仁地域合併協議会の廃止について(案)

(2) 前回の協議会報告の追加報告(資料)

(3) 報 告 ・報告第27号 「特別職の身分の取り扱い」の具体的調整について

・報告第28号 「使用料、手数料の取り扱い」の具体的調整について

・報告第29号 「国民健康保険事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第30号 「その他の福祉事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第31号 「保健衛生事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第32号 「生活環境事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第33号 「障害者福祉事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第34号 「高齢者福祉事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第35号 「商工・観光関係事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第36号 「農林水産関係事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第37号 「都市計画関係事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第38号 「建設関係事業の取り扱い」の具体的調整について

・ 報告第39号 「水道事業の取り扱い」の具体的調整について

(4) 市章公募(案)の概要について

5. そ の 他

6. 閉 会

○出席者の状況

■出席委員

鷹巣町長	岸部 隆	鷹巣町議会議長	清水 修智
鷹巣町議会議員	簾内 順一	鷹巣町議会議員	千葉 文吉
鷹巣町	今野 實	鷹巣町	檜森 正
鷹巣町	和田 テエ子		
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎

合川町議会議員	吉田 芳雄		
合川町	成田 道胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴木 孝子		
森吉町長	近藤 健一郎	森吉町議会議員	庄司憲三郎
森吉町議会議員	桜井 忠雄		
森吉町	佐藤 金正	森吉町	畠山 慎咲
森吉町	片山 信隆		
阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議員	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 営子
阿仁町	菊地 忠雄		
秋田県	石井 護		

■欠席委員 合川町 和田 三九郎 森吉町 春日 一文

○出席者幹事及び事務局

(幹事)

幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
鷹巣町総務課長	今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課主幹課長補佐	杉刈 敬輝
森吉町総務課長	加賀 隆久	森吉町企画観光課長	奈良 尚里
阿仁町総務企画課長	鈴木美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一

(事務局)

事務局長	齋藤 彦志	事務局次長	佐藤 満 ほか
------	-------	-------	--------------

7. 会議の経過について

事務局： それでは会場にお集まりの皆様、本日は誠にご苦勞様です。それぞれではご案内の第 16 回目を数えます鷹巣阿仁地域合併協議会をただ今より始めさせていただきます。宜しくお願いいたします。それでは最初に岸部会長からご挨拶がございます。

岸部会長： 皆さん新年明けましておめでとうございます。特に私達にとりましては新市の元年になる年があります。そういう意味においては本当にめでたい年となろうかと存じます。この新春も過ぎ行き2ヶ月が経過しますと、いよいよよっての北秋田市誕生となる3月22日を迎えることができることとなる訳ですが、事務事業等の調整内容も大詰めの段階であります。本日も、事務事業の調整内容の具体的な調

整をどのように行うかについて、13件もの多くの報告がそれぞれの分科会・専門部会からあがっておりますので、じっくりとご審議いただきますようお願いいたします。

事務局： それでは恒例であります但最初に本日の出席状況についてお知らせ申し上げます。本日は春日委員それから和田委員の2名の方が欠席ということでございます。したがって27名の皆様出席ということでございまして、協議会規約第10条第1項の規程によりまして、本日の協議会、会議が成立いたしますことをご報告申し上げたいと思います。それから資料の方の確認をお願い致します。まず訂正でございます。テーブルの上に次第がございますが、皆様に事前にお渡しの次第と差し替えをお願いしたいという事でございます。と申しますのは、一番最初に協議第58号という事で追加させていただきましたのでご了解願いたいと思います。続きまして、その58号も合わせてテーブルの上に置いております。それから先程会長も申し上げましたが告示の写しを差し上げております。総務省告示はマーキングしております。2段目に第34号という事で北秋田市を設置する旨の告示が書かれております。それから今度は事前に配布の資料、いま改めてご確認願いたいと思います。次第は差し替えをお願いしたいという事で宜しく申し上げます。その次に前回協議報告の追加報告資料という事で差し上げております。それから報告案件ですが、27号特別職の身分の取り扱いの関係です。28号が使用料・手数料の取り扱いの関係でございます。29号が国民健康保険事業の取り扱いの具体的調整について、という事でございます。30号がその他の福祉事業の取り扱いでございます。31号が保健衛生事業の取り扱いでございます。32号は生活環境事業の取り扱いでございます。33号は障害者福祉事業の取り扱いでございます。34号が高齢者福祉事業の取り扱いでございます。それから35号は商工観光関係事業の取り扱いでございます。36号が農林水産関係事業の取り扱いでございます。37号は都市計画関係事業の取り扱いでございます。それから38号が建設関係事業の取り扱いでございます。報告の最後です39号として水道事業の取り扱いでございます。それから次に報告の後の(4)といたしまして市章公募案の概要についての資料を差し上げてございます。どうぞ今一度確認の程お願い申し上げたいと思います。それでは、ただ今から議長により協議の方を進めていただきたいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは協議に入る前に本日の協議会の会議録の署名委員を指名させていただきます。開催地の2号委員と3号委員となっておりますけど2号委員の佐藤吉次郎委員と、それから3号委員の成田道胤委員の両名をお願いいたしたいと思います。宜しくお願いいたします。

岸部会長： それでは前回の協議会で報告されました中に意見がありました内容に係る追加報告を事務局の方からお願い致します。

事務局： 議長さん済みませんがその前に協議の最初の58号をお願いいたします。

岸部会長： それでは協議第 58 号の鷹巣阿仁地域合併協議会の廃止について(案)でございますが、これから協議いたしたいと思います。事務局から説明してください。

事務局： それでは協議第 58 号の鷹巣阿仁地域合併協議会の廃止について(案)ですけれども、平成 17 年 1 月 17 日付けで、同年 3 月 22 日から鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町を廃し、北秋田市を設置する旨の総務省告示がなされた。よって同月 21 日をもって鷹巣阿仁地域合併協議会は廃止するものとする。なお、会計処理については次のとおり取り扱うものとする、という事で下の方に 3 つあります。1 つが協議会予算の収支については、協議会規約第 18 条の規程に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長がこれを決算し、監査委員の監査を受けるものとする。2 つ目が決算・監査の報告については、速やかに決算・監査報告書を作成し、各委員に通知するものとする。3 つ目が廃止の日に存する鷹巣阿仁地域合併協議会の財産及び事務については、すべて北秋田市に引き継ぐものとする。以上の 3 つでございます。以上の提案を申し上げたいと思いますので、宜しくご協議の程をお願い申し上げたいと思います。

岸部会長： はい、それでは協議第 58 号、ただ今ご説明があったわけですがこれに対するご意見ございませんでしょうか。

(無しの声あり)

岸部会長： 宜しゅうございますか。それでは全会一致で認められました。それでは続きまして前回の協議会報告の追加報告をしてください。

事務局： はい、資料の 1 ページをご覧になっていただきたいと思います。先回入湯税についてご協議・報告したわけですが、文章について変更したほうが良いという事で、前は、先回は共同浴場または一般公衆浴場に入湯するもので、その利用料金が 600 円未満である施設において入湯する者というふうな記述になっておりますが、右の方にあるとおり、鉱泉浴場に入湯する者でというふうな事で 3 つに分けております。その中の 2 番目ですが、宿泊する場合を除き入湯料金が 600 円未満である施設において入湯する者というのを変更いたしました。これによって鉱泉浴場という事ではっきり明示したわけでございます。続いて 2 ページでございますけれども、納税貯蓄組合の関係について資料を出して欲しいというような事でございましたので明示いたしました。15 年度でございますけれども、それぞれ納税組合の皆様方のご協力によりまして、鷹巣町は全体の中の 10.6%、合川町が 52.9%、森吉町は 32.2%、阿仁町は 52.3%が納税組合の方で納税した額というふうな資料でございます。3 ページ目でございますけれども、学校給食事業・給食費でございます。一番下の所に口座振替方式というふうな事で先回お話ししましたが、その下に追加といたしまして、これを 18 年度から実施するという文章を追加した次第でございます。宜しくお願い申し上げます。

岸部会長： はいそれでは、入湯税の方から行きますがいかがでしょうか。訂正されて追加されておりますが、はい、宜しゅうございますか。山田委員はいどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 山田でございます。前回の委員会でこの入湯税の問題につきましては、私は特に発言を求めて、意見を述べさせていただいた訳ですが、この様に調整をいただいたという事によってこの圏域の入湯される方々が、みんな公平な扱いを受けることになりました。この調整に対しては敬意を表したいと思います。

岸部会長： ありがとうございました。他にご意見ございませんか。入湯税についてはこれで宜しゅうございますね。はい、じゃその様に決めさせていただきます。じゃ、続きまして納税組合につきましていかがでしょうか。はいどうぞ。

鷹巣町檜森委員： それぞれの各町の事情があるようにこの納税状況を見て分かりましたが、この納税組合があるという事で収納率は向上してるのかどうかという事をお聞きしたいと思います。特に鷹巣町の場合ですと、町民税に関しては 3.1%というのは殆どの町民税が源泉所得税の中の代表者が代わって納付してるという状況が見えるわけであります。そういう事から行きますと納税組合に均等割りで、ある一定の補助金を出すというのは公平を欠くという事だけは確かな事であります。ただ徴収率が大変な、大きな効果があったという事が分かればいいわけでありますので。ちなみに鷹巣町の納税組合が無いので収納率が悪いのか、合川町は納税組合が 52.9%も徴集してるので、収納率がいいのかそのへんの報告をお願いします。

岸部会長： はいそれでは事務局で分かってましたら報告下さい。

財務・税務部会： 一般税、あるいは保険税等を含めて 15 年度で見ますと鷹巣町 97.66%、合川町 97.80%、森吉町 94.67%、阿仁町 98.32%。そして国保税を見ますと鷹巣町 94.13%、合川町 96.22%、森吉町 94.52%、阿仁町 97.96%です。ちなみに全部のデーターまで揃っておりませんが、鷹巣町の例で申し上げますと 14 年度 97.37%、一般税で言いますと 15 年度は 97.66%です。それから国保税で見ますと 15 年度 94.13%と申し上げましたが、93.06%という事で若干の開きが出たような気がします。納税組合組織によってどの位どうなってるのかという事でしたが、これまで例年ずっと続いてきた組織という事ですからその役割というのは極めて重要だろうという事で話し合いを持った次第です。ただ具体的に 10 年間通して見ていただいて、5 年間という状態には至っておりませんでしたので、いずれにしても部内あるいは分科会では組織を継続していくべきだという事になった次第でございます。

岸部会長： はい、檜森委員どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 半分納得はしませんが、4月1日から個人情報の保護が始まる訳であります。このへんについてもこの納付書を納税組合に渡すというのはこの個人情報保護に触れる訳でありまして、そうするというと、自動的に納税組合に納付書を回して納付額を納入させるという事が無理になってくるわけでありまして、個人情報保護との関係はいかように扱う予定でありますか。

事務局： そこも議論の一つになりました。奨励のあり方と合わせて、一つは窓口で、窓越しでといいますかこのの処置の方式で出来るという見方、そういうのも含めてやられてる訳ですけども、具体的のはこの納税組合法の中で、保護の面を考えると、やはり個人情報との関係でいいますと、前回に申し上げましたが、どうも若い人が嫌がると、こういうふうな事もありました。したがって今度も若い人の加入をどちらかというところを控えると、こういう事がありまして家族でも全体でないというふうな事も話し合いをいたしております。しかし、これは非常に微妙な部分でございますけども、いわば法の元できちんとその組織が認識してやっていると言う現実がありますので、その辺を踏まえながら継続的に進めて行くべきじゃないのかという事です。、きっちり釈然とした解答になりませんがそういう理論でございます。

岸部会長： 宜しゅうございますか。

鷹巣町檜森委員： 質問する方も歯切れが悪くなってきました。私から一つお願いするというのは、納税組合というのはこれは必要です。税と言うのは、特に今の場合の、これからの税というのは、今までは支出の議論はしたけれど、歳入の議論は議会はしておりません。ですからそういう意味では大変重大、重要な問題であります。長い目で見ますと片方では助成制度で助成する。片方においては助成が無いという。まったくこれは片手落ちだという、これは確かな事であります。かつての無理して課税をした状態の中で納税組合法が出来たんです。これ税務署ではっきり言ってるんです。戦後の混乱の中で税務署で勝手に税金取るために無理に課税したという事が、税務署ではっきり言ってるのです。その時に納税組合、隣組制度を使ってどうしても集めなければならなかったということです。60年前に遡るという事言わなくて段階的に税を納めてその還付を受けると言うことは、決して税の中では正しいことでは無いので、その主旨というものね、段階的に1600万円という奨励金を出して行って、子供の為に掛ける為のという意識を強くこの中で持っていただくという事を、どこかの文言の中に入れとけば、私はやめますけど、本当にこの1600万円というのは、私は阿仁の方々に言いますけどお宅の方の保育料の為1600万円あげると言うんですよ。だからねちょっとしたところの配慮あれば、大人が我慢すれば出来ることを子供や幼児に押しつけるなという事なんですよ、だからこういうこの公平の原則、いいですか、納税というのは公平の原則なんです。公平の原則、それが不公平であってはならない。ここまで喋ったのでやめます。

岸部会長： はい、わかりました。それでは皆さんこの件につきましては宜しゅうございますか。はい、どうぞ小林委員。

阿仁町小林委員： 檜森委員から非常に厳しいご意見出ましたけれど、私は行政の中において納税組合に安閑としてあぐらをかいて来たという実態があります。ただ今ここで組合を否定したならばですね、やっぱり収入というふうなその税の収納を維持するのは極めて難しいと思いますけど、やはりこの制度はこれから仕事変えていくかも知れませんが、やっぱり持続するべきだと思います。参考までお伺いしたいのは阿仁の場合このところずっと納税組合の収納率が 100%に来ておりますけど、他の3町村の収納率は、組合自体いくらになっているか教えていただけますか。

岸部会長： わかりますか。組合自体の収納率。そこまでわかっていませんか。宜しゅうございますか。他にございますか。それじゃ一応これは合併時にはこのまま継続していくとこういうふうな事でよろしゅうございますね。それじゃその次の給食についてでございますが、これにつきましていかがでしょうか。ご意見ございますか。無しというふうなことでございますが、そう受け取って宜しゅうございますか。はいそれじゃその様にさせていただきます。追加資料につきましての協議はこれで終わりにいたします。続きまして報告第 27 号に入りますが特別職の身分の取り扱いについて、これを報告いたします。

事務局： それでは報告第 27 号の特別職の身分の取り扱いについてでございます。1 ページですけども今回合併協議会において確認されました調整内容が、特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。これを基に具体的に調整をして参りました。報酬額も検討するにあたりましてここに掲載してまとめておりますとおり、新市長が就任し新市において設置される特別職等の報酬審議会へ諮問する間は、4町の現行の報酬額により取り扱う事を基本に検討してきました。2 ページをご覧になってもらいたいと思います。2 ページに北秋田市の主な特別職の報酬額というので各特別職の報酬額を記載しております。3 ページをご覧になってもらいたいと思います。これは秋田県の市の特別職の報酬等の一覧という事で、人口3万人から4万人規模の市を対象に、その中で各市の報酬額及びそれらの5市の平均額が記載されております。また当地域の4町の報酬額及び平均額も記載しております。北秋田市と網掛けしている所がありますけども、そこは前のページに記載している通り北秋田の主な特別職の報酬額でございます。はじめに申し上げました通り、新市長が就任し新市において設置される特別職等の報酬審議会の諮問する間は、4町の現行の報酬額により取り扱う事を基本にした、検討を重ね現行の鷹巣町の金額となっております。ただし議会議員の報酬につきましては、昨年の7月1日に開催されました第7回の合併協議会、この中において新市の特別職等の審議会を確認されるまでの間は今まで通り、つまり各町の報酬額によるという事で確認されておりますので、各町の議員報酬がその通りの額となっております。いずれにいたしましても今回報告させていただきました報酬額は新市において設置される特別職等の報酬審議会の諮問する間までという事でございます。宜しくお願い致します。

岸部会長： はい、ただ今説明がありましたけどもいかがでしょうか。はいどうぞ。山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員： 山田でございます。新市に市長が誕生してから特別職等の報酬審議会を開いて、その新市長が審議会に諮問して答申をいただいたものがどういうふうな結果が出るかという事は、全く今の段階では分からないわけです。そこで報酬審議会、新市長によって特別職等の給与の改訂がなされた場合には、3月22日はここにより各地域の現在支給している報酬を支給すると、こういう事になる訳ですが、私は合併協議会において色々な発言をした経緯がございます。しかもここに当時の鷹巣町で開催された協議会の会議録も取り寄せまして、その内容等を精査した訳でございます。その中には新市において現在のままで支給して、まちまちの形で支給して、支給した後で報酬審議会によって金額に変更あった場合にはどうなるのかと、いわゆる3月分は3月中に各町で議員報酬は支給が終わってるわけです。しかし4月1日以降はですね、報酬審議会での答申で、新しく提案された場合にはその差額が生じた場合に高い方に統一するのか、安い方に統一するのか分かりませんが、既に支給したものが過不足を調整するというような考え方を持っておるのかどうか、その点についてお訊ねしたいと思います。

岸部会長： それは部会ではいかがだったでしょうか。今の山田委員のご質問につきまして。遡って6月の議会で審議していた事になるんでしょうけども、はいどうぞ。

事務局： 新市の議員の報酬につきましては先程も申し上げました通り、新市の報酬審議会で決めて、市長が議会にかけまして決めるわけでございます。その中で遡るか遡らないのかについても基本的には条例ですので、決めることは可能でございますので、今遡ることに決めるか決めないかというのは事務局ではございませんで、議会あるいは市長さんの方でご判断いただきたいと思います。

岸部会長： そういう事だそうです。宜しゅうございますか。

阿仁町山田(賢)委員： 7月1日に鷹巣町で行われた協議会の議事録には今話したような事は一つも載ってないです。この特別職の給与というのは議会議員だけが後回しにして、その他は全部決めてるんですよ、法定協議会で。その点についてですね片手落ちじゃないかなとこういうふうに思うわけですが、これはどういう感覚でこういう様な、同じ特別職でありながらその他のものは全部決めてですよ、議員の報酬だけは後回しというような所に問題があるんじゃないのかなと思います。決められるものは全部決めて決められないものとするならば、総てが報酬審議会に諮問した上で、それから条例を改正するなり、こういうふうに私は思う訳ですがその点についてはどう考えておりますか。

岸部会長： その辺検討されましたか。はいどうぞ。

事務局： 検討と言いますよりも新市になりますと市長さんがまず1人誕生します。新市の市長は1人でございますので、どの町長さんあるいは新しい人か誰が出たとき、どの給与にするか一つだけ決めなければいけませんものですからこの通りひとつ鷹巣町の給与に合わせると言うことを提案させていただきます。

した。それであと、議員さんの報酬につきましては各合併協を参考にしながら皆さんの方でお決めたことと私の方では理解しております。在任特例の時に別々の給与で行きましょうという事で決めていただいたと認識しておりましたからこの通り提案させていただきました。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 認識してるとかしてないとかの問題で無く、議員だけの報酬がですよ後回しにしてその他のものが全部もう合併協議会で協議が終わってるわけですよ。だからそういうふうな形でいいのかどうなのかと、認識とかどうとかと事務方でどう考えてるか分かりませんが、この議事録見ればはっきり書いてありますよ。いずれ新しい市になった場合に市長が決まってから報酬審議委員を委嘱してその方々に市長からこういう額で特別職の給与を出したいと思うから、皆さんのご意見はどうですかと、こういう事で諮問する訳ですよ。その審議委員の答申をいただいた上で市長が条例改正なり、そういうのが必要ある場合には提案されると思うんですよ。それがですよ、その他のものは各町村まちまちな給与額を統一したもので決めて、議員の報酬だけ後回しにしたと言うところに他の特別職との整合性があるのか無いのかと、基本的な問題です。

岸部会長： その辺のところはどうですか。はいどうぞ。

事務局： 先程も申し上げました通り、ちなみに隣の大館市さんも、在任特例期間中はバラバラの給与で来ますという事を決めてございます。新市の市長さんあるいは、大館市の市長さんの給与とか助役さんの給与とか決まってますけども、議員の給与につきましては統一しないという事を決めたと言うことでございます。ですからうちの方もそういうふうに、新市の審議会を開く、報酬審議会を開くまでは、取り敢えずバラバラで行こうという事を決めたと思っております。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： それではもう一度お願いします。そういうふうに報酬審議会等を開いて諮問したうえで条例改正なり必要があれば出すとこういう事、私もその点は了解しております。ただしそれまでの間、3月22日になると市長職務執行者によってこの給与条例がですね専決処分されると思うんです。その専決処分するとき今ここにある表の様な形で専決処分がされるものだと思う。その後に報酬審議会を開いて、高い方に統一するか低い方に統一するかはその時の市長が決める、提案するものだと思うんです。そうした場合には差額が生じた場合いには、差が出来てから新しい条例遡って支給するのなら支給するという事が、要するに統一がなされておればそれで私は結構だと思う。それがそうでなく、新しい条例が出来たときは、その日から施行するというふうになったときはですね、何のために我々がこの合併協議に参加しているかと、特に私達地元に戻った場合地元の議会に対しては、新しい市にな

って報酬審議会を開いてそうして各町村がまちまちの給与にならないように統一されたもので決められると思うから、という事で説明をしてるわけです。それが今の様に4、5、6という奴がどういう形で現れるかによってですね我々の説明した事と全く反するものが出た場合には、これ我々の責任になりますのでその点をはっきりしていただかなければ駄目だという事です。

岸部会長： 差額につきましてはその提案する側の市長の方でいつから実施するかというふうな事も一緒に出るわけですね。ですからその時で宜しいんじゃないですか。意志統一というよりもその時の提案する側の方からそれが出るということです。はい、清水委員の方から。

鷹巣町清水委員： この問題の最終決定は議会です。どういうふうに受けるよりも、議会の権限で出来ます。しかし今の段階の説明はちょっと私納得いかないんです。これ確かに山田さんが言うのも分かります。そういうときにはこういう形で統一させるようにしたいという話し合いが、今出来てるのか出来てないのか。これはもう既に、議会運営協議会でははっきりした結論を出して申し上げてる訳ですから、そこを説明の中で加えてくれればいいですよ。当然そこまでは今まで通りの方針で行かざるを得ない問題、行かざるを得ない。それで諮問するのはやっぱり市長が諮問するので、市議会にはただあなたの方で決めて下さいというやり方は無いはずですよ。その時にどういう形で諮問するか、そして出てきたものをいつに適用させるかというのは、議会に提案するときの市長の所で出来るのか。しかも市長がどういう提案しても議会はそれを修正して議決することは可能ですから、最終的には議会だけれども、どうも今の説明はちょっとやっぱり納得いかない説明だと思います。

岸部会長： 流れにつきましては今清水委員の方から詳しく説明ありましたけども、そのそういった形で行けばこれは適用するかしないかというふうな事、差額につきましてもですねその段階で、新しい市長の方で提案して議会で議決するというふうな事になりますので、その時にご議論されたらどうでしょう。それで宜しいですか。それまではこの各町の報酬額で行くというふうな事になります。それで宜しゅうございますか。はいそれではその様に決めさせていただきます。ありがとうございました。それではその次の方に入りたいと思います。

岸部会長： はいどうぞ、小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 2ページですね特別職の報酬額のずっと一覧ありますけど監査委員のですね、代表監査委員69,600円ですが、ここのところこの調整でも無い報酬額になってますので、その説明ちょっと教えて下さい。

岸部会長： はい、事務局の方で。

岸部会長： ちょっとお待ち下さい。時間かかりますか。

事務局： 済みません、ちょっと後にして貰いたいんですけども。

岸部会長： そうですか。じゃちょっと時間下さい。それじゃその次に参りたいと思います。28号の使用料、手数料の取り扱いについて事務局の方で説明して下さい。

事務局： 報告第28号の関係でございますけども、1ページをご覧になって下さるようお願いしたいと思っています。行政財産使用料でございますけども、これについては土地、建物について二つについて右の方に具体的な調整内容というふうな事を記載しております。土地については、使用部分に係わる土地の1平方m当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額、これは1年というのは能書きです。建物については使用部分に係わる建物の1平方m当たりの公有財産台帳に100分の8を乗じた額の具体的な内容でございます。2ページでございますけども、2ページの中で都市計画の中でこれは、たぶん具体的なこれは手数料の関係については鷹巣町の例により統一するというふうな事でそれぞれ件数も右の方に記載しております。下の方に税という事で住宅用家屋証明でこれを1件1,300円とありますけども、これは鷹巣が1,300円ですけども、いずれ県の準則も1,300円となっておりますので統一というふうな事でございます。以上です。

岸部会長： はいそれではただ今の28号につきましてご質問ありましたら。はい小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 1ページの右の欄の調整100分の4、下の方100分の8とは、各町村の平均数値なのか、その辺の根拠を教えてください。

岸部会長： はい、どうぞ。

事務局： それぞれの4町の状況があるわけです。その他に各部会、専門部会の方で近隣の市の場合の状況設定をしております。大館市さんの場合も、県の場合も、横手市もそして、能代さんも100分の4というふうに、市の場合は100分の4というふうに大概がそうっております。それから建物の使用についても大館市を含めても100分の8とかいうふうな形ですので、それを参考に類似団体の市という事で設定をしたということでございます。

岸部会長： 類似団体に合わせたという事でございます。宜しゅうございますか。はい、それじゃ山田委員どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： この2ページの都市計画の宅地造成の手数料となっておるも、これ調整内容が鷹巣町に統一するとありますが、鷹巣と阿仁の2つしか入ってないません。それであと、合川さんと森吉さ

んこれ空欄、殆どのところ空欄になってるんですけどもこれどうしてなのか。それと、阿仁と鷹巣に統一するにしてもその格差が余りにもありすぎるんですけども、その根拠は何でしょうか。

岸部会長： これも先程と同じように説明して下さい。

建設部会： それではお答えいたします。最初に合川町さん、森吉町さんにつきましては条例がございませんで、出て参りません。それから金額の差でございますが、これは地方公共団体手数料令の第3条これではっきりと謳われております。1条から3条の間で謳われておりまして阿仁町さんにつきましては今まで、何年かに1度この手数料、改訂されて来たわけですが、改訂されずに来たという関係で35,000円と86,000円の差が生じているという事でございます。手数料令では86,000円。それから新築住宅の6,200円から下の方も手数料令で謳われているとおりでございます。以上です。

岸部会長： 宜しゅうございますか。かなり高くなる。宜しいですか、山田委員。はい山田委員にマイクお願いします。

阿仁町山田(博)委員： 阿仁では改訂なされておらない、そして合川さん、森吉さんにはそれが無いとなっても、実際これが運用上例えば毎年あるとか、もう本当にたまにしか無いという事なのか、その辺はどういう事なんですか。

岸部会長： 合川さんと森吉さんの方の実態についてどうしてここ空欄になってるのかという事ですが、お答えお願いいたします。

建設部会： はい、お答えいたします。1千平米未満の場合は市町村長が認定し、1千平米を超える場合は知事に申請いたしまして、知事が認定するという事になりますが、これは優良宅地造成という事で、建築基準法、宅地開発等のそういう基準にのっとった造成工事して、いわゆる手抜き工事とかそういうふうな事のないような優良的な宅地を造るという事を目的にしておりますが、県にあってはちょっと分かりませんが、市町村にありましては殆ど実績というものはございません。以上です。

岸部会長： はい、宜しゅうございますか。(使われてないですね、そういう事です)他にございせんか、この項、28号につきまして。宜しいですか。それではこの次29号の、国民健康保険の取り扱いについて説明下さい。

事務局： 報告の第29号の国民健康保険事業の取り扱いでございます。1ページをご覧になって下さるようをお願いしたいと思います。今回は報酬の所で報告となるわけでございます。報酬については一日につき6,500円とする調整内容でございます。2ページ、3ページの関係は成人病予防検診料助成

事業でございますけども、これについては各種検診及び国保助成額は合併時に次のとおり統一する。という事で人間ドックの場合、集団検診の場合、医療機関利用の場合というふうに、それぞれ金額を設定した訳でございます。以上でございます。

岸部会長： いかがですか。ただ今の事務局説明につきまして。宜しゅうございますか。はい、それじゃその様にさせていただきます。それでは続きまして第 30 号につきましてご説明下さい。

事務局： 30 号は1ページが乳幼児等福祉医療事業でございます。これは町単独事業というふうな格好なっております。この中で2つ区分け致しまして、1つ目が乳幼児福祉医療事業でございます。現在合川町、森吉町が実施しております。これ、県の所得基準額を超えた乳幼児から就学前児童まで補助をする事業でございます。これについて具体的な調整内容と致しましては、子育て支援の観点から次のとおり実施するという事で、この乳幼児については合川町、森吉町の例により、平成 17 年4月1日より、統一して実施するということです。括弧の中は合川町及び森吉町については、引き続き実施することとなるという事で要するに、阿仁町、鷹巣町を新たにに入れて実施するという内容です。それから児童福祉医療事業です。これは現在阿仁町が行っておりますけど、小学校の入学時から中学校卒業時まででございます。これについては阿仁町の例により、平成 17 年4月1日より統一して実施するということで括弧は阿仁町については引き続き実施することとなるという事で調整内容でございます。以上でございます。

岸部会長： はい、ただ今の事務局の説明につきまして。宜しいですか。じゃ。はいどうぞ、檜森委員。

鷹巣町檜森委員： お伺いします。2ページの方の所得基準額というのは額面でいえばどの位になるものですか。表面の額というのはどの位なるんですか。

岸部会長： 分かりませんか。

事務局： 今ちょっと手元に資料が無いということでございます。

鷹巣町檜森委員： 私どうのこうのって言うのは、大変いいことですのでやって欲しいという事なんですけど、今いろんなところで所得基準額ということで、額が出てきたり、それから所得が多い人は該当にならないという人はほぼ出て来ますので所得基準額というものの自体がわからないのです。その額面がどの位の金額だか分からない、だから目安がつけにくいという事なのです。月収が 45 万円以上の所は該当しませんよと、所得制限にひかかりますよとか、そういう事だけが判ればそれでいいです。この制度そのもののというのは大賛成だという事を伝えながら終わります。

岸部会長： はいそれではそれも、この会の終わり迄でも分かりましたら報告いたします。それじゃその次に

はいりたいと思いますが 31 号でございますね。保健衛生事業の取り扱いについて、事務局の方で説明して下さい。

事務局： 報告第 31 号の保健衛生関係でございます。非常にページ数が多いわけでございますけども、ひとつはこれは老人保健事業の関係でございます。括弧が事業一覧となっておりますけども、具体的な調整内容ということで右の方に記載しております。合併時に次のとおりを実施するという事で詳細については別紙1、これは7ページから15ページに載っておりますけども、まずはこの老人保健事業のなかで右の方に書いてあるとおり基本健康診断から始まりまして下の方のその他のドック、市民ドックまでこれらを実施するというふうな事でございます。2ページ目が老人保健事業の続きでございますけども、その中で項目の中で健康手帳の交付から始まりまして、いろんな健康診査があります。これが、13 ページから15ページの中で説明いたします。それから母子保健事業がその下になります。これは合併時にはこのとおり実施するという事で乳児前期健康診断から母子健康教育までこういうふうな事業関係の件数があるというふうな事でございます。これが16ページから20ページに記載しております。それから3ページが予防接種事業でございます。予防接種事業も上の方にあるとおりポリオから肺球までのこういう幅広い件数の予防接種事業を行うというふうな事です。この詳細については21ページから22ページに記載しております。4ページでございます。4ページは病院・診療所事業の中での使用料についてでございます。現在合川町の国保診療所、阿仁町の町立病院この2つがそれぞれこういう資料があります。これを合併時に統一するという事で使用料は合併時に次のとおり統一を図るというふうな事で右の方に点数を書いております。その中で個室というところがありますが、阿仁町の所が530円になっております。で、市の統一の具体的内容の方が520円になってますけども、なんで10円下がっておるのかというような事でございます。これは500円に消費税を掛けた場合の金額525円になりますので切り捨てて520円というふうにした次第でございます。5ページも同じように手数料についてそれぞれこういうふうな形で統一を図って実施したいというふうな事でございます。6ページも病院・診療所の手数料でございます。こういうふうな金額設定を具体的に行いました。続いて7ページですけども、先程いいました健康診断関係の老人保健事業の具体的な関係でございます。基本健康診断・集団方式の場合ですけどもこれについては、国の実施要領どおり40歳以上を実施するという事です。その他に検査については国の実施要領どおり選択項目は医師の判断に基づき選択的に実施すると。各種検査内容、個人負担、免除、委託先、委託単価、同時実施、その他というふうに次の右の方に調整内容ががあって字がちょっと小さくて見えにくいと思いますけどそういうふうな形の具体的な調整内容でございます。基本健康診査もそのとおりで集団方式と同様に行われております。8ページが肝炎ウイルスの検診。これも国の基準、国の実施要領どおり集団基本検診を、対象者は国の実施要領どおりとなります。それから実施時期についても集団方式の基本検診と同じような形で行うというふうな事でございます。あと肝炎、胃ガン検診、大腸ガン検診こういうふうな形でそれぞれ基準に、基づきながら実施したいと言うふうな細部の内容でございます。9ページでございますけども、胸部総合検診と子宮頸ガン関係の検診でございます。これについても右のとおりに書いている細部の内容のとおり実施したいという

ふうな事でございます。それから 10 ページについては乳ガン、それから前立腺ガンというふうな各検診関係の内容でございます。これについても細部についてはこの様な内容でございます。11 ページは骨粗鬆症検診、ドック検診。このドック検診のところでございますけども、11 ページ、12 ページ繋がっております。11 ページの所ではドック検診については市民ドック(仮称)を新しく創設して、その代わり今まで行われましたその他のドックは廃止するというふうになります。具体的な内容についてはドック関係の一連の 12 ページの所にまとめて右の方に載せております。委託先についても北秋中央病院、公立米内沢病院、阿仁町立病院を主体とするというような内容でございます。13 ページは老人保健事業の中での健康手帳の交付から始まりまして個別健康教育・集団健康教育等があります。その中で健康手帳の交付でございますけども、新市でオリジナルの手帳を作成しながら配布して行きたいということです。70 歳以上については老人保健医療の受給者証、合併後に直ちに交付して対応する。40 歳以上 70 歳未満の場合については集団検診の機会に随時交付するというような対応でございます。14 ページが 13 ページに続きましての対応でございます。15 ページが A 型機能訓練の関係と訪問指導の関係でございます。これについても具体的な内容については右の方に掲載しております。16 ページから母子保健事業に入ります。これについては乳児健康診査から始まりまして、いずれも乳児関係が乳児前期健康診査から乳児中期、後期というふうな形の設定でございます。会場についても鷹巣、森吉の両地区を中心に行うという設定でございます。1 歳 6 カ月検診については右に書いてるとおりでございます。17 ページは 2 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児のその各種健康診査の概要を記載しております。その中で 4 歳児の健康診査については廃止するというふうな設定でございます。18 ページは妊婦健康診査から始まりまして母子健康手帳の交付等いろいろあります。これについても右側に記載したとおりの具体的な調整内容で対応して行きたいというふうな事でございます。19 ページの母子健康教育の中でそれぞれ月齢毎の対象がそれぞれ設定されておりますので、それに基づいての具体的な内容を右の方に示しての次第であります。20 ページも前の方と同じ母子健康教育の対応です。21 ページが予防接種事業の関係でございます。これはポリオの予防接種から始まる各種予防接種事業でございます。具体的な内容も右の方に書いてるとおり実施しながら対応して行くというふうな設定でございます。22 ページ、これについても日本脳炎からはじまりましてツベルクリン、インフルエンザ等のそれぞれ予防接種事業を設定しており、総ての内容が右のとおりでございます。以上 22 ページまで非常に幅広い内容でありましたが、これで報告にかえさせていただきたいと思います。

岸部会長： はい、ご質問無いでしょうか。はいどうぞ、小林委員。

阿仁町小林委員： 基本的な事お伺いします。別紙の 8 ページ、7 ページからのところで皆さんお気付かだと思いますけど、その点の具体的な内容の中にですね 2 つの事項の文言がうんとでて来んですね。「秋田県集団検診業務連絡会議設定単価」とすると言う文言と、「委託単価の 30%」とすると言う文言が出てきますね。これは各町村の委託単価、個人負担がやっぱり調整でなくてこういう漠然とした設定にしたのか。例えば 8 ページの胃ガン検診見ても鷹巣の場合は個人負担が 900 円、合川さんが 1500

円、阿仁の方が1000円になってますね。これを委託単価の30%とする、その30%にした場合ですね、この種の単価がどういうふうに変化して行くかですね、うんと高くなる所もあると思いますし安くなる所もあると思いますけど。この2つについて説明していただければ、例えば秋田県のその会議の設定単価と言うのは毎年変わって行くと思いますけど、そういうものを含みながらこういう文言にしたのかお知らせください。

岸部会長： はい、事務局の方で。

住民部会： はい、お答えいたします。秋田県集団検診業務連絡会議という組織でございますけども、メンバーは秋田県総合保険事業団、秋田厚生会、本庄・由利医師会、能代市保健センターが構成メンバーになっております。それに県が事務的な調整の関係で入っております。そこで県内でやる集団検診の単価が決定されます。集団検診の他に医療機関方式の検診というものもある訳なんですけども、集団検診につきましては今程申し上げた連絡会議で調整・決定されます。医療機関方式の検診につきましては各市町村がそれぞれ医療機関と協議して価格が決定される訳です。17年度の集団検診連絡会議の単価は決まったものが示されておりますので、それぞれ明示できることとなっておりますが、医療機関方式につきましてはこれから来年度の額について医師会と医療機関と協議をするべき予定でありますので、まだ確定しておりません。そう言った状況の中でここ細かい数字を謳えればよかったんですけども、謳えない部分もありますので、曖昧な表現にさせていただきました。個人負担金につきましては30%、委託単価の30%。集団検診の方も医療機関との兼ね合いもありまして30%と表現させていただきました。具体的にどうなるかというふうに申しますと各検診によるところとなりますが、町村の各町の個人負担の額がかなりでこぼこありますので、申し上げられない部分もあるんですけども、例えば胃ガン検診で申し上げますと委託代金4,095円です。これの30%ですので1,200円となります。17年度1,200円です。鷹巣が現在900円、合川が1,500円、森吉が1,300円、阿仁が1,000円。高くなる所もありますし、安くなる所もあるという様な状況です。

岸部会長： 宜しゅうございますか。他にございませんでしょうか。はい簾内委員どうぞ。

鷹巣町簾内委員： これはこれでいいとして、是非付け加えて貰いたいのがあるんですよ。主に検診とか何かというのは従来もやってきてるわけですけど、意外と忘れてるのが歯じゃないかと思うんです。普通、勤めると定年の時まで忙しくて行けなくて、定年になったら国保とか社保とか無くなってから歯医者に通い出すという事です。他のは悪性腫瘍とかなんかそう言う検診とかそういうのはたくさんありますけど、40歳以上の頃から歯を、と検診という事で新市の人達をはじめからケアして行くと病気もかなり防げるんじゃないかという事で、子供は歯の検診とかありますけど、大人になってから、入れ歯になったりしてから歯の検診やってもどうしようも無いんだろうけど、とにかく疎かになってる。ですから検診の中にどうにかして歯を入れられないのかなと、日頃思ってるんですけど、そこら辺は医者でもあります会長は

いかななものでしょうか。

岸部会長： 大変それは大事な事ですし良いことだと思いますが、次の、新市になってから協議されてもいい事では無いでしょうか。これは一般的に成人の歯科検診というのは行われていないんですけどね、ですからそれは新市になってから新しい事業計画でやることができればいいと思いますし、大変大事なことだと思っております。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

住民部会： 済みません。資料 10 ページの一番下の所に歯周疾患検診の事を書いてございます。合併後は歯科検診これを医療機関個別方式で実施したいというふうにとめてございます。なお歯周疾患検診の鷹巣町の所ですが、対象者の年齢の記載に誤りがございましたので、訂正お願いいたします。年度内 40、45、50、55、60、65 歳の者となっておりますがこれに加えて 70 歳を追加していただきたいと思えます。その年齢の方を対象に医療機関個別方式で 17 年度においてを実施するという内容でございます。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 私の認識不足で委託単価の事でもう一度確認したいと思います。委託単価の 30%はわかりましたけど調査によって委託先が違うことによって委託単価をかなり違う部分がございますね。10 ページの前立腺ガンを見ますと鷹巣、合川さんは厚生連で 1575 円の委託単価に対して阿仁の場合は 2100 円になってますね。その 3 割となりますとかなり委託して阿仁の場合高くなりますけど、新市になった場合はこの委託先も統一も 1 年間だけだという事ですか。どうなんですか。

岸部会長： はいそれについて、どうぞ部会の方で。

住民部会： 単価につきましては同じ検診というわけですから統一をお願いしたいと思っております、保険事業団に厚生会の方と揃えて貰うように交渉して参りたいと思っております。

岸部会長： はいじゃ宜しく願います。はい成田委員。

合川町成田委員： 合川の成田です。巡回ドックの件についてお伺いいたします。合川と森吉で巡回ドックが行われておりますが、これを無くして仮称市民ドックとして統一するというような考え方ですが、その理由についてお伺いしたいと思えます。

岸部会長： はいそれではその理由について部会の方で協議されて内容について説明してください。

住民部会： ドックは4町それぞれがれまちまちで、様々な取り組みをしてございます。基本的には北秋田市管内の医療機関で総ての検診なんですけども、将来的には総合病院が出来たあかつきには総てのものを管内の統合病院でお願いしたいというふうに思っております。今決めた内容ですけども、17年度から検診の内容につきましては統合病院出来る迄という考え方でございます。それでドックにつきましても管内の3病院、ここを委託して実施したいと考えており、そうすれば将来の統合病院の出来たときの為の計画でございますけど、そういった方向で調整しております。その他のものは総て廃止したいという事でございます。以上です。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞ。

合川町成田委員： 私もこの巡回ドックを利用しておりますが、私の方の状況を見ますと結構希望者が多いし、半日でこれだけやれるのは非常に便利がいいと私は考えております。新しい病院が出来た場合はそれはそのこととしていいですが、地域にいる人の場合はなかなか病院に行って半日もまた費やすという内容についても時間的調整が難しいというようなこともあって、そういう点で私は存続して欲しいと思いますが、ご意見伺いたいと思います。

岸部会長： いかがでしょうか。

住民部会： 分科会でもいろんな意見が出たのは事実です。でございますがそれぞれの検診のやり方にもメリットございますし、現に受けてる方もいらっしゃいますのでそれが便利が良いということだと思っておりますが、合併いたしまして常に従来どおり行う必要があるのだろうか、ということでございます。巡回ドック、確かに合川地区の人は合川地内で出来るわけですけども、例えば北秋中央病院、あるいは米内沢病院でもそんなに遠いところでは無いと思います。そちらに足を運んでいただければ同じ様なドック検診が受けることが出来るというふうな判断で、そのように捉えていただければ、ということであります。

岸部会長： いかがですか。かえて不便にならないようにお願いしたいと思うんですが。

合川町成田委員： あれですね、合併して不便になったというような形で、住民に捉えられるのは私は良い事じゃないと思うんですね。したがって、出来るだけ今やってる事で希望者が多いものはやっぱり残していくと、その中で矯正して行かなければならないものについては、住民の理解を得て矯正して行くという考え方にたった方がいいと思いますので、あの利便性とかそういう事だけでの判断で、利用者があるものを廃止していくという形はいかがなものかと思います。

住民部会： 検診制度そのものにつきましては、基本的には4町の良いところを集めたようなまとめ方をしております。集団検診の他に医療機関個別方式という検診をいろんな種目で新しく取り入れておりますし、

その選択の範囲が広がった分だけ住民の利便性は増しているというふうに認識しております。ドックにつきましても、一番いろんなやり方してるのは阿仁町ですけども、そういうのを総て引き継げれば成る程いいのかも知れませんが、事務的な問題もあります。いろんな問題もございまして整理した方がいいという事務方の判断でございしますが、協議会の皆様の意見の多数が、もし、そうでないとすれば再検討も必要と思います。

岸部会長： 委員の皆さん達はいかがでしょう。統一して医療機関方式でやるのか、それとも今までどおり巡回方式を継続させた方が良いのか、ということでもありますけれども。

岸部会長： 直接的なのは合川さんの方なんですけども。いかがですかね。他の皆さんのご意見、他の委員の皆さんでも結構でございます。はいどうぞ、小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 阿仁の場合はかなりのドック検診を受けられるような体制で進めて来ましたが、今回この調整内容を見ますとドックについては市民ドック（仮称）を創設してその他のドック制度を廃止するとあります。その市民ドックの中身について説明して下さいますか。

岸部会長： 部会の方でそこまで検討してますか、何々は市民ドックでやるというふうな事について。

住民部会： 市民ドックの中身でございますけれども、いま考えてる市民ドックの骨格につきましては、鷹巣町で北秋中央病院でやっている JA ドックというのがあります。JA ドックというのは JA の組合員を対象としたドックなんですけど、これを一般市民を対象にしたドックというような事をその骨格としております。検査の内容は、医療機関で半日でいろんな検査が一括して行われる総合検診であるという言い方が分かり易いんじゃないかと思うんですけど、基本検診から始まりまして各種のガン検診等々をトータルで実施したいという気持ちでございます。医療機関は管内の3病院。出来るだけ管内で完結したいとそういう考えです。あと料金とかそういったことは今後の詰めになりますので、時間によって請求される料金が異なってくるという事もあり得るだろうと思っております。

岸部会長： わかりました。いろんなご意見あると思いますけども、新市になってからも検討出来る事もあるわけです。私の方からひとつお尋ねします。11 ページですね、骨粗鬆症検診ですけどもそれを具体的な内容のところ事業団に統一する方向で調整するとあります、これどういう意味でしょうか。と申しますのは今まで鷹巣町の場合は、弘前大学と一緒にしまして 10 年ほどこの一人の方をずっと検診やって来てる分けですよ。それこそ事業団に変わるとその辺のところどうなるのか心配したものですから、そのへんのところどういう具合になりますか。今まで鷹巣町の場合は厚生会でやってきました。

住民部会： 鷹巣の骨粗鬆症の検診というのは平成 14 年度から始めたばかりです。いま岸部会長がおっしゃった弘前大学の研究というのは今の中学 2 年生の生徒さんがずっと定期的に骨粗鬆症の測定やっ

てるその検査のことだと思いますけども、その検査とは全く対象者が違う 40 歳以上の女性を対象とした検診を 15 年度、16 年度の2回超音波法で実施していますが、それを超音波法でなくて DXA 法の測定にまとめたいという事でございまして、DXA 法の測定をするための検診車が厚生会に無くて事業団にあるという事でございまして、したがって、集団方式でやる場合事業団に頼むしか方法は無いという事でございます。

岸部会長： わかりました。他にございませんか。はいそれではこれはこの様に認めていただいて、もし何か問題があったらそれはまた新市において検討して変更することは可能でございますので、その様にいたしたいと思います。それでは報告第 32 号の生活環境事業の取り扱いを事務局の方から説明してください。

事務局： 最初1ページをお開きになって下さるようお願いしたいと思います。不法投棄ごみ防止事業の関連の中での監視委員の数、報酬等でございます。右の方の中に具体的な内容を明示しておりまして、監視員数については合併時に 25 名以内とすると、それから報酬等については、合併時に合川町の例により統一するというふうな事です。括弧といたしまして、これは車の借り上げ料の関係ですけど実施しないというふうな関係でございます。2ページでございまして、2ページの中での最終処分場の事業の関係です。これについては鷹巣町・阿仁町の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐというのは第 8 回で確認済みです。これに伴いまして搬入手数料については、鷹巣町の例によると(合川町・森吉町については一部事務局組合の処分場に搬入するために、料金は構成町村に委ねる)という概要でございます。下の方がごみ集積所の設置補助事業、これについては合併時に廃止するというのが結論に達しました。以上が報告です。

岸部会長： はいご意見を伺います。よろしいございますか。それではその様にさせていただきます。続きまして報告第 33 号をご説明下さい。

事務局： 会長その前に先程の第 27 号についてご説明します。

岸部会長： わかりました、どうぞ。

事務局： 先程特別職の報酬の中で代表監査委員の報酬について、例がない報酬が出てるとのご指摘でございました。きょうは春日委員も出席している監査委員の全体の会議がございまして、事務局もそちらの方に出向いておりませんから詳しい事情はちょっとわかりかねますけども、基本的な考えといたしまして、いま議会選任1人、出納見識の者1人という事で監査委員は2名体制でございまして、市は2人から3人という事から、3 人体制にしたいという事で、そのうち代表監査委員に関しましてはその仕事量から含めまして同レベルの町村を比較して、若干高めの値を設定したという形と伺っておりま

す。ただし詳しいことにつきましては先程も申し上げたとおりこの場ではわかり兼ねますので、宜しくお願い致します。

岸部会長： よろしゅうございますか。

事務局： それからもう一つ先程の 30 号の中で所得基準額の概要、これについて説明したいと思いますので、宜しくお願いします。

岸部会長： はい、じゃお願いします。

福祉部会： 先程の所得基準額の 2,342,000 円というお話ですけど。給与収入にしますと 3,601,500 円位になります。後はいろいろ控除がありますので、計算式もあります。

岸部会長： はいそれでは 33 号です。

事務局： はいそれでは報告の第 33 号の障害者福祉事業の関係でございます。身体障害者外出支援サービス事業の関係でございますけども、1 ページ目上の方を書いてあるとおり、現在阿仁町が実施しておりますけど上の方には次のとおり合併時に実施するとあります。対象者は阿仁町の例によるというふうな事で概要を書いています。実施内容についても、実施内容それから実施期間でそれぞれ明細を右の方を書いております。それから別紙、別表 1 及び 2 というのは 2 ページにあります。2 ページにこういうふうな利用者負担の額、実施機関委託料、そして額を設定しております。それから 3 ページ目でございますけども、酸素濃縮器利用者電気料助成事業、これは現在鷹巣町で行っておりますけども、鷹巣町の例により合併時に統一して実施するというふうな概要でございます。以上でございます。

岸部会長： いかがです。はいどうぞ。

合川町小笠原委員： 合川町の小笠原です。外出支援サービスの実施内容、医療機関等の、「等」にはどういった医療機関の他にどういったところが入るのか、ご説明願います。

岸部会長： じゃその医療機関内の事をご説明下さい。

福祉部会： はい、お答えします。医療機関等といいますのは、例えば具体的内容の方にも書いておりますが、障害者の外出サービスと高齢者事業、これからやりますが、高齢者事業の外出サービスと統一化を図っております。それでいきますと医療機関等となれば、例えば高齢者の場合でもそうですが、対象者が常時利用の場合もこの事業を使うことが出来る事になってますので、「等」というのは常時だとか

あるいは、なんか寝たきりの方がサービス受ける施設が入ってくれば、そういうのも対象になります。そういうのを含めまして「等」というふうにまとめております。以上です。

岸部会長： よろしゅうございますか。他にございせんか。これはこれでよろしゅうございますか。はいそれじゃ無しというふうな声がありますので無しと認めます。それではここで休憩をいたしたいと思います。この時計で15分まで休憩いたしたいと思います。約10分間となります。

……………(休 憩 後)……………

岸部会長： それでは、再開します。事務局より説明してください。

事務局： それでは34号の1ページをお開きになって下さるようお願いいたします。在宅介護事業の関係でございます。これは在宅介護支援センターが次に載ってますけどもこれの具体的な調整内容としては次の通り、基幹型は運鷹巣町介護支援センターは合併時に廃止するということです。というのは国の基準で基幹に森吉町のセンターが基幹施設というふうな事で対応していくというような概要になります。という事は基準の関係で森吉町のセンターがその該当になってるという事でございます。その下に、地域型とありますけど地域型は運営主体及び実施機関について現行通り実施すると全部で6カ所ありますけどもそれはそのまま行くという形です。2ページが居宅介護上乗せサービスでございます。これは鷹巣町だけ実施しておりますけども、平成17年4月1日より廃止します。ただし合併時3月22日から3月31日までは鷹巣町のみ3割負担で実施するというふうな事でございます。それから老人クラブ連合会の関係でございますけども、現在それぞれ老人クラブが表示されております。それについては新市において統合出来るよう調整を図るということです。補助金については最低限、県の補助対応額とするということでございますけども、これは県の補助算出基準額がありますのでそれに基づいて新市で補助金については対応しなければならないという事になりますので、これについては新市で対応するという設定に、ただし連合会がひとつの案として設定なり算出方法がまだありませんけども、いずれ県の基準額については新市で対応するというふうな事でございます。3ページは生きがい活動支援・通所事業でございます。これについては具体的に調整内容といたしまして、地域性を考慮して現行の通り新市に引き継ぎ、当分の間、実施する、というふうな内容でございます。それぞれ4町の内容が示されている概要でございます。4ページが緊急通報システム設置事業でございますけども、それぞれ各運営主体が全然違いながら、いま4町で実施しております。現行の通り新市に引き継ぎ、18年1月末日のリース契約更新日(これは更新日が鷹巣町、合川町があります)までに統一したシステムを構築しながら検討し、そして利用者負担については合併時に無料とするというふうな具体的な内容でございます。5ページが外出支援サービス事業、先程障害者福祉の方でお話いたしました内容の関係でございます。こちらの方、表、別表1・2は同じでございますけども対象者及び実施方法については森吉町の例により合併時に統一して実施するということです。料金については別表の1・2というふうな事でございます。

実施機関については現行通り委託機関を新市に引き継ぐというふうな内容でございます。7ページでございますけども、家事援助事業です。これは介護保険事業以外のものでございます。それぞれ4町で実施しておりますけども、これについては具体的な内容といたしまして対象者及び実施内容については鷹巣町の例により、利用者負担は契約単価の1割として、合併時に統一して実施するということです。実施機関については、現行の委託機関を新市に引き継ぐというふうな内容で、具体的な内容として示しております。8ページが配食サービス事業でございますけども、これについては、対象者は鷹巣町の例により合併時に統一して統合するということです。それから利用者負担については標準メニューの食材を経費相当分 400 円とし、合併時に統一します。体制及び実施機関は、現行の通り実施するというふうな内容でございます。9ページが高齢者入浴券助成事業。現在鷹巣町が実施しておりますけども、鷹巣町の例により、合併時に統一して実施するというふうな内容でございます。10 ページが軽度生活援助事業、これについては対象者は阿仁町の例による。事業内容については16年度の実績を踏まえて新市において決定する。利用者負担は鷹巣町の例によるというふうな事でございます。経費の1割というふうな事です。委託先は社会福祉協議会とする。その下が心配事相談所の委託事業でございます。それについても現行通り、社会福祉協議会に委託して実施するというふうな内容が高齢者福祉事業の関係でございます。以上です。

岸部会長： ただ今の報告にご質問をどうぞ。はいどうぞ、山田委員。

阿仁町山田(賢)委員： 1ページのですね、調整内容、基幹型の調整内容についてお訊ねします。さっきの説明によりますと1市の中で2つの基幹型を設けることが出来ないと、したがって合併時において廃止するとういう事で説明を受けた訳ですが、阿仁町の基幹型在宅支援センターが廃止される事によって地域の住民にどのような不便を与えるのか。そしてその分をそういう方は森吉の基幹型の方に吸収されるのか。そういう点についてお訊ねしたいと思います。

岸部会長： はいそれをご説明下さい。

福祉部会： はい、先程事務局の説明にありました通り、ご覧の通り森吉・阿仁町に基幹型があるわけですが、阿仁町さんの現在の基幹型は役場に併設されております。森吉町は先程の説明にもありました通り、独自の施設、補助事業で建設されたのを持ってるわけですが、今ご質問の内容ですと直接住民に対してどのような不具合が生じるかという事ですね。基本的には不具合は生じません。直線に対住民の窓口になりますのは地域型在宅介護支援センターでございます。基幹型はその地域型を指導・統括する機関、あるいは地域ケア会議を開催して高齢者サービスの支給決定する機関というふうになっておりますので、直接住民の方が相談それから申請等の相談があれば、地域型在介センターを利用していただくという事になりまして、直接基幹型が無くなったからといって、直接住民の方に不具合が生じるという事は、基本的には生じないことになります。以上です。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 分かりました、その点は。支障が無いという事ですので。ただこの調整の具体的な内容、文法的に考えた場合運営主体を市とし、してまた次に行っても「とし」と、こういうふう「とし」「とし」となった字句が並んでる訳ですが、もう少しはっきり分かるように、文章化されることが出来なかったのかという事についてお訊ねします、事務局の方に。

岸部会長： はい文章上の問題でございますけども、いかがですか。直して出したらどうですか。

事務局： ご指摘のとおり分かり易く訂正して出したいと思います。宜しく願いいたします。

岸部会長： はい小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 関連してですね、住民との接点が無いので住民に対しての利害は無いと言いましたけど、それなりの機能を果たしておるわけですね、その機能がやっぱり廃止されることによって、補完機能をそうすれば森吉の基幹支援センターでやるのかどうか、そのところです。

岸部会長： はいそれじゃお答え下さい。

福祉部会： 基幹型在介センターは阿仁町さんも森吉町さんも基本的に同じ業務をやってます。したがって阿仁町さんの地域型にあげられました申請、相談等、地域型で対応出来ないもの、あるいはこうしたサービスの支給決定に係わるものは森吉町の基幹、森吉町と言いますか市の基幹型が調整の会議を開いて決定して行くという事になりますので、業務的に基幹型それぞれ独自業務と言うのは基本的にやっておりません。したがって業務そのまま阿仁の分を市の基幹型が引き継ぐという事になります。

岸部会長： 宜しいですか。はい、それでは他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

森吉町桜井委員： 自宅介護の上乗せサービスの件であります。現在鷹巣町の方だけやっておられて、たぶん3町はやっておられないわけですけど、これは合併時までには廃止出来ない理由そしてまたこの間に、合併までにかかる、いわゆる金額。鷹巣町ですがこれに関してどれくらいのお金がかかっているのかそれについて伺います。

岸部会長： はい、それじゃ鷹巣町の方で説明して下さい。

福祉部会： まず後段ですが、事業費については今現在手元に資料がございませんので、お答え出来かねます。前段の上乗せサービスについて合併時の3月22日ですか、それで廃止出来ないかと言うことでございますが、今現在鷹巣町の方でこの上乗せサービスを、いわゆる合併とはひとつ切り離して新年度において上乗せサービスを無くすと言うことで住民に周知しております。1月からは3割と段階的という事で説明してございますので、そうした町の方の方針を専門部会では検討して調整した結果、いわゆる年度内は3割負担で、17年度になってから他町と足並みを揃えると言う方向付けをしてございます。以上です。

岸部会長： 宜しうございますか。それでは他にございませんでしょうか。はい山田委員。

阿仁町山田(博)委員： 2ページの、この老人クラブの事でちょっと聞きます。その連合会のあり方についてですね、その調整内容としては新市において統合できるように調整を図るという事と、その後段に補助金については最低限、県の補助対応額とするとうたってるわけですが、この地域は大変な高齢地域でございます。そして今活動する団体で一番元気のある、一番動員力の出来るのもまた老人クラブなんです。単位クラブを全部合わせると相当な数の単位クラブになるんですよ。これ新市においてですねこれを統合して連合クラブを結成してどういう意味があるのかという事をまずひとつ考えるのです。いま地域の中でもお互いに支え合っている団体が、まず高齢化になっていけば行くほど地域の人手、お互いに顔の見える範囲内で支え合っていくという事がやっぱりこれからの地域圏にとって非常に大切な課題となるんじゃないのかなという事になると、何もあえてそれを統合する必要やどういうメリットがあるかという事がまず1点と、それとですねこの補助金ですね、補助金については最低限、県の補助対応額とするとういう事になりますけれども、この線で行きますと今現在、まず出されてる額がどういうふうになるのか、著しく減るのか増えるのか、その辺についての見解をいただけますか。

岸部会長： はい、それでは統合するという理由とそれから、それがどのような形になるのか分かる範囲で、それから補助金額についてもです。

福祉部会： 連合会につきましては老人クラブの方でも統一の検討がなされてると言うふうにお聞きしております。任意団体ですので私共の方でどうしろこうしろと言う話では無いわけですが、その状況に応じて補助をして行くという形になろうかと思えます。それから補助金の額の問題ですが、現在連合会は別といたしまして単老人クラブにつきましては、現在補助されてる額がそんなに変わることは無いというふうに思います。ただ、鷹巣町で一単老あたり83,500円という額が載ってございますけれども、これについては鷹巣町独自の上乗せ分が27,000円ほど入っておりますので、その分は調整の内容では出てきません。そういったものにつきましては多分に政策的な部分というふうに理解しておりますので、新市の中で改めて検討されたいと言うふうに考えております。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： そうすれば、連合会の補助金額そのものが無いとしても、250万円位なんですね。今説明されますように任意団体でございますし、あえて市がこれをなんでかんで統合せと指導するものでも無いと思うんですけど、全体のですね新しくなって新市としてそういう機関みたいなものがあるという事は必要だと思うんですけど、やっぱり繰り返しになりますけども、今まずそれぞれの単位クラブでやって来てそれなりに出来たものが、大きくなったらなんか活動そのものがよくなるというよりも、帰属意識そのものが希薄になってしまうような感じするんです。地域補助みたいなものを、現行を下らない、大きく下回らない程度にですね政策的に出せるのであれば、むしろ今までの活動を継続し得るような方法の方がむしろ有り難いんじゃないかなという感じをしますので、そこは無理する必要が無いのではないかという意見を申し述べておきます。

岸部会長： はい、分かりました。他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

合川町小笠原委員： 3ページの生きがい活動支援通所事業ですけども、これは鷹巣町さんの場合は合併後どうなるのでしょうか。

岸部会長： はいそれじゃ鷹巣町の説明をしてください。

福祉部会： 調整内容に書いてあるとおりなのですが、現行のとおりという事ですので、現在鷹巣町では町としての事業展開はしておりません。今の形を引き継ぐという事で話し合っています。

岸部会長： 宜しゅうございますか。ありがとうございます。

合川町小笠原委員： 今の形と言うのはどういう形でしょうか。

福祉部会： 実質的に活動するグループに対して一定の、具体的に話しますと、年3回までバス借り上げ等を利用する費用の補助をするという事で行っておりますので、そのままの状態でも合併後も実施するという事になります。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はい、小笠原委員どうぞ。

合川町小笠原委員： この生きがい活動支援通所事業というのは介護予防の関係で非常に重要に位置づけられてるんですが、ただ国の補助がなくなった関係で、鷹巣町さんは16年度から町の方では取り組

みをしなくなったという事の様なんですけど、他の地区でこういうふうに対応されてるものですから、もし出来れば鷹巣町さんの方でもある程度他の町にならった形でそれ以上の事はやる必要が無いと思うんですけども、他の地区でもこういった生きがい活動を支援してるという事であれば、それ相応の対応をして行った方がいいんじゃないのかなと個人的には思ってますので質問したわけです。が、これまでと同じと言う説明でしたので、出来ればご検討願いたいなと言うところです。

岸部会長： はい分かりました。それは検討するということで。他にございませんでしょうか。

岸部会長： はいどうぞ、山田委員。

阿仁町山田(賢)委員： 地域性を考慮して現行のとおり新市に引き継いで当分の間このとおり実施するという事になっていきますけども、この負担の金額がですね、まちまちなわけで、当分の間と言う意味は、私は出来るだけ時間を短縮して、そしてやはり全市が同じ様な負担割合で実施出来るような方向で前向きに、これは新市になってから是非検討していただくべき事ではないかと考えます。

岸部会長： はいそのとおりだと思います。他にございませんでしょうか。新市、当分の間と言っても、新市において出来るだけ早く統一するとそういうふうな事で宜しゅうございますか。はいそれではその様にさせていただきます。それでは、引き続きまして報告第 35 号を事務局の方で説明して下さい。

事務局： 35 号は商工・観光関係でございますけども、その中で1ページをご覧になって下さるようお願いしたいと思います。1ページの中小企業事業資金融資等というので上の方にありますけど、中小企業振興資金融資制度でございます。これについては別に対象者という事で記載しております。それから2番目が融資内容で、これについては 700 万円以内という事で、あと3番目が保証料、これについては無担保・有担保とセーフティ。それから申し込みについては商工会というふうな形で具体的な内容を示したわけでありまして、2ページでございますけども、2 ページの方が中小企業事業融資等でございますけども、その中でも、右の方が現行制度を新市に引き継ぎ預託額は新市において調整を図るというふうな事でございます。その下が民宿施設の関係でございます。前の協議会でもいろいろ話がなされたわけですが、それも含めて対象についてはその通りです。そして、融資金額ですけども一事業者 300 万以内という設定をしました。貸付条件は2%というふうな事でございます。3 ページが企業融資等の奨励措置という事で、4 町で今までやってきております。その中で統一した形では工場の新増設に関する奨励措置という事で、指定基準、それから奨励措置というふうに分けながら内容を具体的に示していくものです。その下の阿仁町だけであります高津森リゾート基地のそれについては現行どおり新市に引き継ぐ内容でございます。以上で報告を終わりたいと思います。

岸部会長： ただ今の報告につきましてご意見をどうぞ。はいどうぞ、檜森委員。

鷹巣町檜森委員： お訊ねをしたいんですが、中小企業育成資金の融資です。これ融資されておりますか。

その件数はどれくらいありますか、これが1点です。それから2点目が工場の新增設にいま、新設はいわけですけれども増設に関する奨励措置。3年間で各町村毎に何十件ずつあったか紹介をお願いします。それから工場誘致の場合ですがなかなか太鼓は叩いても音が相手に響かないのが現状で、これについても事務方としてはどういう捉え方をしてるのか、これらの今までやって来た事をお答え下さい。

岸部会長： それじゃ、お答え願います。

産業部会： お答えいたします。中小企業育成資金融資・商工中金預託金の関係でございますけれども、ちょっと手元に資料、持ってきておりません。実質的に商工中金さんに実績等を確認いたしましたら、鷹巣町で約10件弱、それから森吉町さん、阿仁町さん、それと合川町さんでも約5から6件、年間ですね。そう言う形で適用はちょっと掴んでおりますけれども具体的なそれについては資料を持ち合わせておりません。企業誘致の件数でございますけれども、鷹巣町はここ数年ございませぬ。森吉町さんの方で1件あるという事をお聞きしております。

岸部会長： 宜しゅうございますか。

鷹巣町檜森委員： 工場の増員・増設に対する奨励措置については、本題に入りたいのです。この既存の企業に対する税と言うのは「ほっかぶり」した状態なんです。ですからこのまま新市に行ってもほっかぶりした状態の中で、仏を造って魂を入れずという状況なんです。有り難くない仏様であればいい。だからね、無ければメンツに係わるだけの話です。だという事になれば困るので、今までの場合にはね、増設・増員と言うものがネックとなって進まなかったのかと。ずばりどのような考え方があって、どういう要望されたかという事をもう一度披瀝をしていただきたいという事なんです。そうでなと、そのまま行くという事になってしまう。同じままでいくんですか。

岸部会長： 今、お答え出来る部分について答えて下さい。

産業部会： この奨励措置については、企業誘致関係の事でございますので非常に新市においても貴重な、一番肝心な部分だと思います。今回の調整結果については指定基準を、工場新設については条件を緩和しよう、20人とか言わないでもっと少なくしようやということで新設工場、常時雇用者10人以上と、こうなりました。工場の増設には5人と言う形で統一いたしましたけど、非常に事務方としまして新市に向けたこの条例関係の調整につきましては現在こういう形ですけども、当然新市においてどういう形のものがベターであるか、好ましいものであるかという事については今後検討される余地があるのでは

ないかと言うふうに考えております。以上でございます。

鷹巣町檜森委員： そうすれば工場設置、新たに常時雇用5人以上としたところは何件あったんですか、この3年間の中で。

産業部会： 実質的な数字について大変申し訳ないんですけども、本当に持ち合わせておりませんけれども、先程言いましたように鷹巣町ではここ数年ございません。森吉町さんの方に1件あったということなんですけど、具体的なものについてはちょっと確認しておりません。

鷹巣町檜森委員： それは企業誘致ではなくて、もう1回言いますけどね、増設と増員に対する奨励措置に該当した所が何件あったかという事。工場誘致の事を言ってるんじゃないんです。増設・増員に対するものがどれくらいあったのかという事です。

産業部会： 大変申し訳ありませんでした。増設に関しましては森吉町さんの方で1件という事でお話を聞いております。

鷹巣町檜森委員： 増設が1件ですね、そうすれば、ここに産業都市をと言うことで、取り上げて来たわけがありますけど、ただ取り上げただけなんです。今回、新市になるという事は産業を起こすという事なんです。お互いに仕事も作り出して行こうという事なんです。ところが今の工場の増設それから雇用と言う面では、この奨励措置が効いたか、効いて無いかという事の議論はどの程度なされておったんですか。

岸部会長： 今のお答えできますか。

鷹巣町檜森委員： これは私が何年来話してきてるんです。奨励措置を改訂できるようにするという事で、今までに鹿角の例も大館の例も出してきてるんです。この件は、専門部会などで議論になりましたか。

産業部会： 分科会並びに専門部会の方では、それらについてはちょっと話をしておりません

鷹巣町檜森委員： 速やかに調整する際に調整するのはどういう事に対応するよという事の意味を申し上げておるんです。そうじゃないと、本当に企業が縮小されてきている中に何も支えるものが無い。頑張れという声も聞こえてこない。なんにも無いままにただ条例だけがあったって何にもならないという事です。新市において速やかに調整するというのはいいです。調整する前にこういう事を議論したとか、新しい市にこういう事が見えてるということなんです。私はあえて、無理難題と思われるかも知れませんが、この新市というのはこれから仕事を作らねばならないわけなんです。産業を作らねばならないわけなん

です。そうしたら、いろんな奨励条例が有効に活用をされながら、増設の支援策、特に難儀をされている事業所への固定資産税の減免なんかありますけど、これは大変有効なんです。この事も申し上げたんです。ところが、いままでは出来なかったので、速やかに調整するという文言だけでなく、取り組むという姿勢を出していただきたいという要望をして終わります。

岸部会長： はい、ありがとうございました。それは新市になった時に十分検討するということです。
庄司委員どうぞ。

森吉町庄司委員： はい、ちょっと具体的な事なんですがいわゆる固定資産税の減免の期間は5年とする
と、例えば、森吉の場合、来年度、建物が建つという企業ひとつあるんですが、うちの方はこれまで奨励措置を10年と言う期間で交渉して企業が来るとなってるわけです。そうした場合に、5年という事になるのか、例えば今までに話が進んでる企業に対しては前のような制度が適用になるものなのか、まずこの点についてお尋ねします。

岸部会長： はい、それはどのように協議されましたか。

産業部会： その辺につきましては分科部の中でも十分話し合いました。例えば森吉さんの方で先程のような例ですと、旧町ののままの条例についてはそのまま継続という事ですので、10 年間と言う形になるかと思えます。新市において新たにこういう形できたものについては5年間という事で、それぞれ鷹巣町が3年間、それからこの他の阿仁町さんとか合川さんが3年間ということでも、5年間という事が妥当じゃないかということで5年間にさせていただきました。

岸部会長： 宜しゅうございますか。

森吉町庄司委員： はい。という事は森吉の場合、今の誘致事業については今までの森吉の条例がそのまま適用になるという理解でよろしいのですね。

産業部会： そうです。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。宜しゅうございますか。それでは続きまして 36 号につきましてご説明下さい。

事務局： 1ページの関係ですけど生産調整です。括弧の中は転作関係となっておりますけども、これについては現行では4町に隔たりがあるため、新市において調整を図る。それから畜産関係については2つあります。これについて、家畜予防関係、予防事業これについては新市において市が手数料3分の

2を助成し実施する。牧場関係では牧場は現行のとおりとする。管理方法、放牧料については新市において関係団体と協議の上、調整を図るというふうな内容で示しております。2ページが土地改良関係でございます。災害復旧関係の中で農地災害というふうになりますけど、ここでは通常補助率が市が45%、受益者が5%以内と、それから農業用施設災害の場合は通常補助率を市が33%、受益者が2%以内というふうな統一した具体的な内容を示したわけでございます。以上で報告を終わりたいと思います。

岸部会長： はい、いかがでしょうか。宜しゅうございますか。はいそれではその様にさせていただきます。それでは引き続きまして、37号の都市計画関係事業の取り扱いについて。

事務局： 都市計画審議会の中で委員の人数でございますけどそれぞれ学識経験者、市議会議員、関係行政機関または県、秋田県職員、その他に新市の市民というふうに分けております。この委員を20名以内とするということでもあります。、別に臨時委員、専門委員を若干置く事で調整を図っております。以上でございます。

岸部会長： ただ今の報告につきましていかがでしょうか。よろしゅうございますか。無しと認めます。それでは引き続きまして報告第38号の建設関係事業です。

事務局： これは町道の関係でございます。新市に移った場合の町道の関係です。いま鷹巣町、阿仁町がこれに載っておりますけども、これを鷹巣町の基準を参考に作成するということです。延長及び曲線半径の基準は定めないものとする。という事で幅員については4m以上という事でございます。その他にいろいろ書いておりますけども、こういうふうな設定をしたいという事でございます。以上でございます。

岸部会長： はい、いかがでしょうか。市道の認定基準ですが、よろしゅうございますか。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： この町道が市道になるわけですね。これが幅員が4mに指定されるとそれから特に市長が認めた道路とか、また公益上特に必要と認めた道路は、4mというものを变えることも可能じゃないかなと思うんだけど。我が阿仁町のようにですね山間部に行きますと必ずしも4mの幅員をとれるかどうかというような点について若干疑問があるわけです。したがってですね、そういう特殊な地域については、緩和措置をですね条例で設けるようにというような方法を考えていただきたいと思います。事務方の見解を伺います。

岸部会長： はい、どうぞ。

建設部会： お答えいたします。ここで言うておりますのは、幅員4m以上ということで、これは建築基準法上4m、将来的には設置するとか、または確保するという事になって確認申請するわけでございますので、最低の4m以上は必要ということです。それからその他の部分でございますが、読んでいただければわかると思いますが、国道、県道若しくは市町村道または、農林道これらを結ぶ、連絡する道路だということで、一番下の方にその他市長が認めた道路、または公益上特に必要と認めた道路というのは、例えば行き止まり道路ですとか、いま言われました様に4m以内の道路ですとかこれらについては例えば、行き止まりであれば4m以上で普通は使用として認められないんですが、Uターンをして帰ってくるというスペースを設ければ市道の認定基準にあてはまります。それから4m以下のものであっても議会の議決を得て市長が認めたものであれば、その時は考えましょう、ということになっておりまして、こういうふうに含みを持たせてあります。以上です。

岸部会長： はいよろしゅうございますか。

阿仁町山田（賢）委員： もう1回お訊ねしますが、そうすると道路法か何かによって幅員が4m無ければ市道として認定することが出来ないと、こういう事になっておるのですか。これいつからそういうふうな3m、4mとか、変わったかその点についてお訊ねします。

岸部会長： はい、どうぞ。

建設部会： いま申し上げたのは建築基準法上、現在例えば2mしかないものが将来的には4mを確保するという事で建築基準法、家を建てることを認めておりますので、市の基準としましては最低限4mは最初から確保していただかないと災害時、火災時等車が入れないという事もありますので、市の基準としては4mは必要ということでもあります。以上です。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： さっき申し上げたように、地域によっては4mの幅員を取られない道路もたくさんあると思うんですよ。それらのものを救済する何か方法がないかという事です。私の言ってる意味は。

岸部会長： これについては、「その他に市長が認めた場合に認可される」という条項で対処も可能と思われます。如何ですか。

（「了解」の声あり）

岸部会長： 了解というお声があがりましたが、よろしいですね。それはその様にさせていただきます。それではその次、報告の第39号水道事業の取り扱いを説明願います。

事務局： 水道関係の手数料でございます。具体的内容といたしまして右の方に書いてあるとおり、設計審査・完成検査手数料が統一して 3,000 円。それから給水装置工事業者指定手数料これも 30,000 円。新たに出たのが更新手数料でございます。これが 10,000 円、更新期間が 3 年。今まで更新はなかったわけでございますけども、資格者を把握するためには更新という形での取り扱いをしながら、適正な指導をして行くという場合は必要であるということで更新が設置されたわけです。この更新が 17 年 7 月以降という事で今までの指定業者はそのままという形の話し合いでございます。以上です。

岸部会長： はい、ただ今の報告につきましてご意見を伺いたいと思います。はい和田委員どうぞ。

鷹巣町和田委員： 鷹巣町ではメーターは貸付になってますけど、森吉町では買い取りになっていてそれが値段が 5 万円とか、13mm で 5 万いくらでしたかしら、20mm で 8 万円、10 万円近い金額でしたけども、それらはどういうふうに統一されるものなんでしょうか。この点をお訊ねいたします。

岸部会長： はい、説明してください。

建設部会： 今の質問につきましては合併後新市において段階的に調整をして参るという事で専門部会で話しております。合併後、新しい水道課等で検討してもらうこととなります。以上です。

岸部会長： 他にございませんか。よろしゅうございますか。はいそれじゃ無しと認めます。それでは報告につきましてはお陰様で終わりましたが、市章の公募(案)の概要について事務局で説明して下さい。

事務局： 市章の公募の案でございます。これからの市章の公募案を関係をご説明するわけでございますけども、市章については合併協定項目で新市において設定、制定するというふうな事で皆さんも確認を頂いておりました。県内のいろにんな他の合併協議会におきましても、同じ様な取り組みをしながら新市に移行する前に準備事務に着手しているところがあります。先日町長会談におきましても、是非行いたいという事でございますので、本日その概要を申し上げながらご理解を賜りたいと思っています。最初のお手元の資料を見て下さいますようお願いいたします。2 ページ、3 ページがその募集要項となっておりますけどもそれを簡単にまとめたものが、1 ページになってる訳でございます。作品の募集については 2 月の 14 日から 3 月の 16 日までの 31 日間を予定しております。公募の方法といたしましては、合併協議会及び 4 町の広報紙、それからホームページを活用して管内の地域住民の皆様にお知らせしたいと思っております。これとは別に幅広い公募を目指す意味合いから管内の中学校、高校これらにも出向いて PR したいと思っております。それから県内外のデザイン関係の専門学校がありますので、こちらの方にも応募をお願いします。さらに民間の情報提供業者があります。これについてもインターネットを有効に活用してアプローチを行いたいと思います。作品の選考と決定でございますけども、こ

れについては新市に移行してからの作業となります。図に示してありますけれども、作品の募集までを協議会で行いまして、その後の募集作品の選定、決定は北秋田市が行うというふうな事でございます。賞の贈呈でございますけれども、最優秀賞として10万円、優秀賞を4人の方に1万円を差し上げる。この金額は県内の先進事例はだいたいこの金額だという事でございます。次に市章決定までの流れでございますけれども、そのフローをご覧ください。先程もお話したとおり募集の広報から、作品の募集までを合併協議会で担当しましてその後は新市というふうな事でございます。新市では作業を4月上旬から予定しているわけでございますけれども、選定の作業については、新市では専門業者をお願いしながら進めます。現在、専門業者で日本グラフィックデザイナー協会というのがありますけれども、これは日本で唯一美術デザイナーの全国組織という事であって、県内の各合併協議会もここに業務委託をしながら進めてきた状況です。以上が市章募集の概要でございます。宜しくお願いします。

岸部会長： はい。市章の公募につきまして皆さんからご意見ございませんか。はい、小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 募集は公募として応募資格は問わないという事は、日本全体を対象と出来るというふうに理解していいんですね。グローバル的に、世界的でもいいんですね。

岸部会長： そうですね。他にご意見ございませんか。それじゃこの概要に則って公募するということではどうでしょうか。はい、じゃこの様にさせていただきます。他に事務局の方から。どうぞ。

事務局： その他の関係ですけど、次回の合併協議会の開催でございますが、各町の議会等が2月に予定されておりますので、この次は3月上旬あたりに設定したいと思っております。これは最終の合併協議会となる予定ですが、日程が決まり次第すぐご連絡申し上げますので宜しくお願いしたいと思います。以上でございます。

岸部会長： 今日は午後1時半から随分多くの事を審議していただき、誠に有り難うございました。大変長時間になりましたけれども本日の協議会はこれで終了したいと思います。どうも有り難うございました。

上記のとおり、第16回鷹巣阿仁地域合併協議会の議事経過及び経過を明確にするため、この議事録を作成し、出席委員2名が署名、捺印する。